



武蔵野市市民活動促進基本計画

平成 24（2012）～33（2021）年度



平成 24（2012）年 3 月

武蔵野市

多様な市民の活動で、より豊かな社会を！

平成 23（2011）年 3 月 11 日に発生した東日本大震災から 1 年が過ぎました。未曾有の大災害の犠牲となられた方々に哀悼の意を表するとともに、今も不安を抱え不自由な日々を過ごされている多くの皆様に、心よりお見舞い申し上げます。

被災地への支援に際しては、ボランティアの活躍がニュースで毎日のように報道されるなど、市民の力が大いに発揮されました。行政だけでは対処しきれない課題に柔軟に、積極的に取り組んでいる姿に、市民の活動が社会の課題を解決するうえで欠かせない役割を担っていることを改めて実感したところです。

武蔵野市でも、被災地での活動への参加、避難して来られた方への支援と交流、義援金や救援物資の提供など、多くの心温まる市民の活動が取り組まれています。少しでも被災された方々の悲しみを和らげたい、被災地を支えたいという気持ちが、それぞれの具体的な活動の根底に流れているものと考えております。

そして、災害時だけではなく、市民のニーズと共感に支えられた市民活動は、着実に力を増してきました。より複雑化する課題への対応も期待され、市民活動団体相互や企業・行政等の多様な担い手が、連携・協働して課題解決に当たるという実践が進められています。

このような状況を踏まえ、このたび「武蔵野市市民活動促進基本計画」を策定いたしました。これは平成 19（2007）年 3 月に策定した「武蔵野市 NPO 活動促進基本計画」を引き継ぎ、多様で広範な活動の担い手による市民活動総体の活性化を目指すものです。

計画では、市民活動を促進するための目標や理念を整理し、市民や行政を含めた武蔵野市全体で共有するとともに、今後 10 年間における武蔵野市の施策の方向性と取組みの具体策を提示しています。計画に記された内容を、市民活動団体等と十分なコミュニケーションをとり、相互の協力のもと進めてまいります。多様な市民の活動が新たに生まれ、成長し、互いに連携を図り、課題を解決する。そうした豊かな社会を共に実現しましょう。

最後になりましたが、計画策定に当たり、市民の皆様の貴重なご意見を取り入れ、熱心にご議論いただいた武蔵野市市民活動促進基本計画策定委員会の委員各位に心より御礼申し上げます。

平成 24（2012）年 3 月

武蔵野市長 邑上守正

<<目次>>

はじめに	1
本計画の名称と構成について.....	2
I. 本計画の目標と基本姿勢	3
1 市民活動の促進を通じて実現する社会像(本計画の目標).....	3
2 市民活動促進と「連携と協働」にかかる基本姿勢.....	4
II. 本計画でとらえる「市民活動」等について	6
1 「市民活動」について.....	6
2 「連携と協働」について	9
III. 本計画の位置づけ	10
1 計画のミッション	10
2 計画の位置づけと計画期間	10
IV. 前計画の振り返りと本計画を取り巻く課題.....	11
1 前計画の取組み状況.....	11
2 市民活動団体や職員に対する調査から明らかになった課題	14
3 計画実施のための基本課題	16
V. 実施計画.....	18
1 基本施策1:市民活動の裾野の拡大	19
2 基本施策2:市民活動の促進と自律・自立に向けた支援の充実	21
3 基本施策3:市民活動の場の活用促進	27
4 基本施策4:課題解決のための「連携と協働」の推進	29
VI. 本計画の実現に向けて	31
1 計画の進捗管理	31
2 計画の推進体制	32
VII. 参考資料	33
1 実態把握の概要	33
2 活動のステージの具体的なイメージ	78
3 検討経過	79

はじめに

武蔵野市においては、コミュニティ協議会による地域のつながりづくり、地域社協（福祉の会）による地域福祉推進の取組み、緑ボランティア団体等による緑の保護・育成、自主防災組織等による安全・安心の取組み、子育て支援、まちづくり等々、市民による自主的かつきめ細やかな活動が長年にわたり広範に取り組みられてきました。これらの市民の活動が現在の武蔵野市を形作っているといっても過言ではありません。

こうした中、市では平成 19（2007）年 3 月、平成 19（2007）年度から平成 23（2011）年度までの 5 年間を計画期間とした「武蔵野市 NPO 活動促進基本計画」（以下「前計画」という。）を策定し、そのなかで「NPO 活動の促進や協働のあり方に関する市の目標や方針」を示し、様々な取組みを進めてきました。しかし、その後、市民活動を取り巻く状況は大きく変化し、同時に本市における市民活動の課題も明らかになりました。

平成 23（2011）年 3 月 11 日に発生した東日本大震災は、地震・津波・原発事故による未曾有の大災害となり、私たちに大きな衝撃を与えました。想像を絶する被害を目の当たりにし、誰もが「何か役に立ちたい」との想いを強く抱き、多くの市民が自発的に具体的な支援活動のために立ち上がりました。その活動は柔軟で機動性に富み、膨大な数の被災者に対し、国や行政だけではカバーできない多様できめ細やかな支援を提供し、大きな役割を果たし続けています。これは、「ボランティア元年」とも呼ばれた平成 7（1995）年の阪神・淡路大震災以降、脈々と培われてきた市民公益的な活動の蓄積が大きく花開いた瞬間でもあり、改めて市民活動の可能性に光が当たりました。同時に、被災地において、NPO、社会福祉協議会、自治会、企業、行政等が連携して復興に向け活動している姿に端的に見出されるように、「多様な主体が柔軟に、かつ重層的に連携することで、社会的な課題の解決がより円滑に進められる」という考え方と実践が進展しました。こうした多様な担い手が連携・協働して地域の諸課題の解決に当たる試みは、「マルチステークホルダー・プロセス」と呼ばれており、今後の市民活動を考える上での重要なポイントの一つといえます。

一方、武蔵野市では、市民活動支援の全市的な拠点として平成 23（2011）年 7 月に武蔵野プレイスが開館しました。武蔵野プレイスを積極的に活用した市民活動のさらなる重層化・活性化が期待されています。他方、明らかになった主要な課題の一つとして本市における「協働」についての認識の齟齬があります。市民活動団体間相互や、市民活動団体と行政、行政内部においても「協働」のとらえ方を、理念面でも実践面でも共有しきれていなかったのではないかと考えています。

このように、前計画策定時から市民活動を取り巻く状況は大きな変化を見せていることから、市民活動促進を図る計画として策定いたしました。

本計画の名称と構成について

○計画の名称について

本計画の名称は従来の「武蔵野市NPO活動促進基本計画」から、「武蔵野市市民活動促進基本計画」と改めています。これは、多様で広範な担い手による市民活動総体の活性化を目指すこととしたためです。具体的には、多様な市民活動が地域・分野ごとに新たに生まれ、成長し、相互に連携を図り、より豊かな社会の形成が進むよう、市民活動を促進することを目指しています。

また、ここでの「促進」とは、行政が一方的に活動を促すのではなく、市民活動の多様な担い手と一丸となり、市民活動を促していくことをイメージしています。

○計画の構成について

「はじめに」で触れたとおり、武蔵野市では、これまでも市民活動の促進を目的として様々な取り組みを行っており、一定の成果をあげています。しかしながら、市民も行政も、「市民活動」や「協働」についての共通認識を構築しきれていないことが、大きな課題となっていることも明らかとなりました。

今後本市において市民活動を促進していく上では、市民活動の意義や目指す姿等を明確にし、それを市民と行政の間で共有していくことが重要であると考えます。

こうしたことから、冒頭で「本計画の目標と基本姿勢」について整理し、本計画の構成を以下のようにしました。

I. 本計画の目標と基本姿勢	市民活動の促進を通じて実現する社会像や、市民活動促進と「連携と協働」にかかる基本姿勢
II. 本計画でとらえる「市民活動」等について	計画の中での「市民活動」の内容や、市民活動団体の自律・自立の内容と「連携と協働」の内容
III. 本計画の位置づけ	計画のミッションや計画期間等
IV. 前計画の振り返りと課題	前計画の各事業の進捗状況と、武蔵野市における市民活動促進に関する課題
V. 実施計画	課題解決と目標の実現のために、武蔵野市が実施する取り組みに関する方向性と具体的な取り組み例
VI. 本計画の実現に向けて	計画の実現に向けた進捗管理等

I. 本計画の目標と基本姿勢

1 市民活動の促進を通じて実現する社会像(本計画の目標)

市民による公益的活動が活性化し、同時に市民活動団体相互や行政等の他の組織との間における「連携と協働」が実現し、すべての団体・組織が課題を解決していく社会

人々の価値観が多様化する中で、社会的な課題やニーズも複雑化・多様化しています。こうした中、税を原資とし、あまねく公平なサービスの提供が求められる行政サービスでは、個別具体的で多様なニーズに応えきれない現状が非常に大きな課題となっており、行政以外の様々な主体による課題の解決が求められるようになってきました。

一方、市民活動は、多様な価値観のもと「行動に移したい」という能動的な意志によって具現化され、市民のニーズや共感に支えられているものです。中には地域を越えて課題の解決のために活動している団体も少なくなく、こうした活動が、市民間の共感を育み、絆をより確かなものにしていきます。さらに、市民活動団体は、市民のニーズや共感に裏打ちされたきめ細やかで先駆的な取組みにより、これまで行政では対応しきれなかった課題を解決することが可能な存在でもあります。

今後、対応すべき課題やニーズがよりいっそう複雑化・多様化する中で、市民活動を促進し、課題の解決につなげていくことが、ますます重要になってきます。

さらに、こうした市民活動の促進を通じて社会的な課題を解決していく上では、平成 24 年度を初年度とする武蔵野市第五期長期計画にも示されている「連携と協働」が重要となります。すなわち、市民活動団体を含む他の様々な立場にある団体や行政・企業等が、課題解決のプロセスに参加し、学びあい、協力し合い、それによって個々が持つ力以上のものを相互に引き出し合いながら、各々の役割を果たしていくことが大切です。

こうした観点から、「市民による公益的活動が活性化し、同時に市民活動団体相互や行政等の他の組織との間における「連携と協働」が実現し、すべての団体・組織が課題を解決していく社会」を、本計画で目指す社会像としました。

これは、武蔵野市が昭和 46 (1971) 年に策定した第一期長期計画以来、武蔵野市の市政運営の基本原則として継承されてきた「市民自治」の理念（地方自治の主権者は市民であり、自らの生活地域について、自ら考え、主体的に行動し、その行動に責任を負うこと）とも合致するものです。

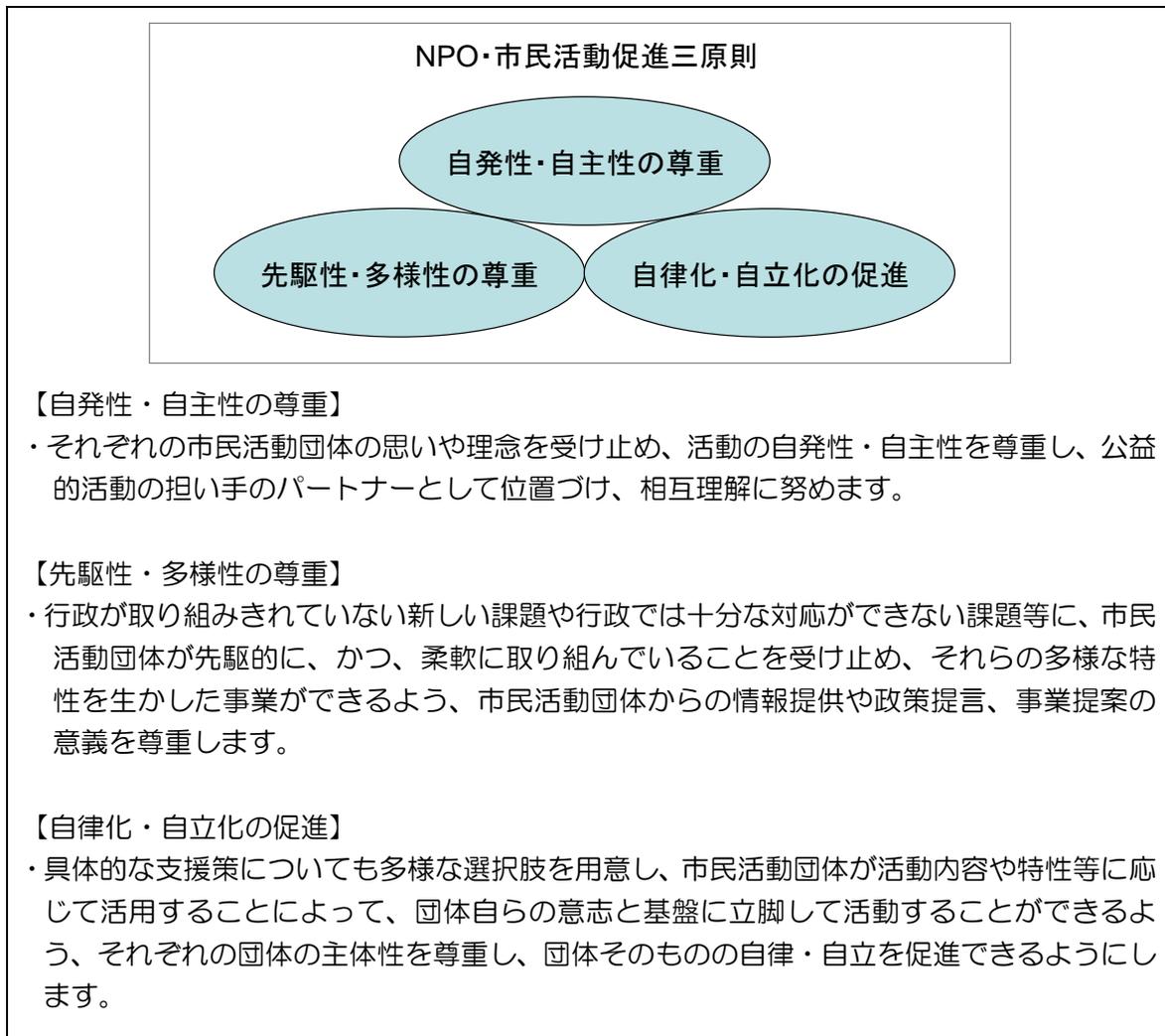
2 市民活動促進と「連携と協働」にかかる基本姿勢

2-1. 市民活動促進にかかる基本姿勢

前計画では、従来から自治活動の基盤となってきた「コミュニティ構想」の理念と「コミュニティ自主三原則」の基本精神¹を市民活動に対しても広範に活かし、「武蔵野市NPO・市民活動促進三原則」を定めています。

本計画においても、この三原則の趣旨を踏襲した上で、市民活動の全体を視野に入れることを明確にするとともに、「自律化の促進」を加えることによって、自らの意志と規範に基づく自律性の高い活動として市民活動を位置づけ、図表 1に示した内容を、行政の市民活動促進に係る基本姿勢と位置づけます。

図表 1 武蔵野市市民活動促進三原則



¹ 「コミュニティ構想」の理念と「コミュニティ自主三原則」の基本精神…市民の「自主参加・自主企画・自主運営」という武蔵野市のコミュニティづくりの基本理念。

2-2. 「連携と協働」にかかる基本姿勢

本計画では、「市民による公益的活動が活性化し、同時に市民活動団体相互や行政等の他の組織との間における「連携と協働」が実現し、すべての団体・組織が課題を解決していく社会」を目指しており、「連携と協働」がその実現の手段の一つとして位置づけられています。

そのため、前計画が対象としていた行政と市民活動団体との間だけではなく、企業等も含めた多様な活動の担い手の間での「連携と協働」を重視し、実現していきます。また、「連携と協働」を行うためには、それぞれの市民活動団体が自律・自立していることが必要であり、こうした団体の自律化・自立化を促進していきます。

II. 本計画でとらえる「市民活動」等について

1 「市民活動」について

1-1. 市民活動の多様性

「はじめに」でも触れたように、武蔵野市においては、コミュニティ協議会による地域のつながりづくりや地域社協（福祉の会）による地域福祉推進の取組み、緑ボランティア団体等による緑の保護・育成、自主防災組織等による安全・安心の取組み、さらに子育て支援やまちづくり等々、地縁に根ざした活動から同じ目的を共有する参加者が集まる活動まで、多種多様な活動が展開されています。

一方、市民活動団体の特性も多様です。例えば、参加者の年齢・性別・職業等の諸属性、活動分野、参加者や資金等の活動規模、他団体との相互連携の有無等です。また、NPO法人としての活動、任意団体としての活動、あるいはよりゆるやかなネットワークとしての活動等、活動の形態も様々です。さらに、行政との関係では、きめ細やかさと先駆性で行政サービスを補完する活動、新たな政策を提案する活動、行政サービスとは直接関係しない活動等、さまざまな位置づけを有しています。このように多様な市民活動団体の特性が絡み合い、それぞれの市民活動の個性を形成しています。

このように、市民活動の特徴はその多様性にあります。そのため、活動が様々な形態で存在することを、互いに認め合い、尊重しあうことが大切であり、本計画でもこうした市民活動の多様性に配慮しています。

1-2. 市民活動と学びの関係

より良い市民活動を実現するためには、様々な課題に対する学びが重要です。こうした学びは、研修・講座によるものだけでなく、活動が社会的な成果をあげたり、困難にぶつかって乗り越える苦勞をしたりといった個別具体的で多様な活動経験のなかからも得られ、それにより様々な力量が向上し、成長が促されます。つまり、市民活動に取り組む市民や活動団体は、研修・講座とその団体活動の両面から様々な学びを得、その学びを源泉にさらなる活動を展開し、さらにそれが新たな学びにつながっていきます。

このように、市民活動と学びは相互に密接な関係にあります。市民活動の特徴である多様性と、市民活動団体によって異なる学習課題を踏まえつつ、「学び」の側面にも配慮した施策・事業を実施していきます。

1-3. 市民活動のもつ公益性への着目

市民活動は、社会的な課題を解決するといった公益的な性格をもつほか、市民個人にとって、自己実現・自己表現のツールとしての機能や、参加者間の交流を促進する機能を有している等、複合的な側面をもちます。

本計画では、「市民による公益的活動が活性化し、同時に市民活動団体相互や行政等の他の組織との間における「連携と協働」が実現し、すべての団体・組織が課題を解決していく社会」を目指していることから、計画の中心としてとらえる市民活動を特に市民公益活動とし、活動経験の長短を問わず、市民による公益的な活動の全てを対象としています。

もともと、趣味や自己実現等の私益的活動、相互扶助や特定の人々の間の協力関係による共益的活動が、次第に広がりを持ち公益に結びつく可能性もあります。また主に私益的活動を行う団体でも、活動の一部が公益的な活動と結びつくことも考えられます。私益-共益-公益²はそれぞれ連続的な関係にあり、また「公益性」の概念は時代や社会情勢によって変化します。このような背景から、必ずしも対象となる活動を限定することを目指しているわけではなく、市民活動を広く促進していくことを目的としています。

そこで、計画の対象の中心を公益的活動に置きながら、私益、共益に位置づけられる活動や、私益・共益の要素が含まれる活動であっても、それが公益的活動へ結びつく可能性のある部分については、本計画の対象として包含することとしました。

1-4. 市民活動のステージ

本計画では、市民活動に必要とされる市の施策を整理しました。しかし、「1-1. 市民活動の多様性」でみたように、市民活動の特徴はその多様性にあり、一律の施策では十分な成果を上げられない場合もあります。そのため、こうした市民活動の多様性に加え、図表 2 に示すようなステージを想定しました。

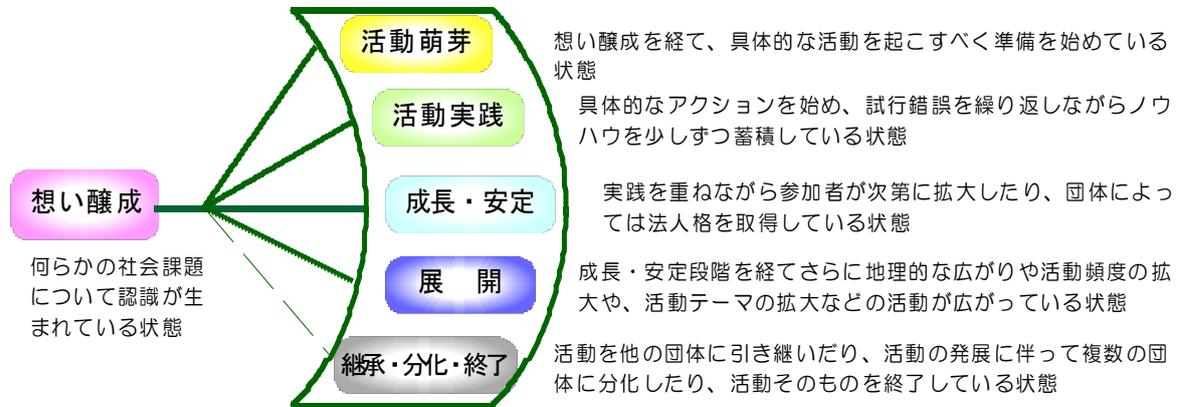
ただし、市民活動は、その多様性が故に、性格や環境によって、それぞれ特色ある過程を歩むものと考えられます。例えば、極めて具体的な課題に取り組むために生まれた市民活動団体が、課題の解決や決着により解散するケースや、団体の規模や活動内容を変化させることなく、萌芽的活動を営々と続けるケースもあります。あるいは、活動を続けていく中で様々な問題が生じ、残念ながら活動を終了してしまう場合や、その活動を別の団体に引き継ぐ場合、さらには活動の発展に伴って、いくつかの団体に分化していくこともあります。このため、市民活動のすべてが図表 2 のステージを順番に歩むわけではありませんが、ある活動のある時点を取ってみれば、六つのステージのいずれかに当てはまる可能性が高いと考えられます。

市では、こうした市民活動のステージを意識することで、その施策・事業の対象者がど

² 私益…個人の利益。自らのために提供される利益。共益…活動する団体内の共通の利益。相互に支えあいや見返りが存在する互酬的行為の中から得られる利益。公益…社会一般の利益。公共の利益。

ういった特性を有しているのか、どういったニーズを持つ可能性が高いかを常に意識しながら、施策・事業を実施していきます。

図表 2 市民活動のステージ



(各ステージの具体的なイメージについては、参考資料P78に記載しています。)

1-5. 市民活動団体の自律・自立について

本計画では「市民による公益的活動が活性化し、同時に市民活動団体相互や行政等の他の組織との間における「連携と協働」が実現し、すべての団体・組織が課題を解決していく社会」を目指しています。既に「I. 本計画の目標と基本姿勢」の「2-2 「連携と協働」にかかる基本姿勢」でも触れたように、目標の実現のための手段の一つとして「連携と協働」が位置づけられており、それぞれの市民活動団体が、必要に応じて他の団体や企業・行政といった異なるセクターに属する組織等と「連携と協働」を図りながら、活動を実践することが重要と考えます。そして、こうした「連携と協働」を実現するためにも市民活動団体が自律的・自立的な活動基盤を有していることが期待されています。

「I. 本計画の目標と基本姿勢」の「2-2. 「連携と協働」にかかる基本姿勢」で定義したような「連携と協働」を実現するため、本計画では、「自律・自立」の状態を「1-4. 市民活動のステージ」で整理した六つのステージのうち、「活動実践」「成長・安定」「展開」の三つのステージの状態と位置づけました。

本計画では、このように自律的・自立的な市民活動を促進することとし、市民活動団体が自律的・自立的に活動を展開するに至るまでの側面的支援や、自律・自立した状態の安定化を図るための側面的支援を進めるための施策を検討しました。

2 「連携と協働」について

本計画において協働とは、「市民活動団体相互や企業・行政等の多様な担い手が、目的を共有し、対等な立場と適切な責任・役割の分担のもとに協力し、それぞれの特性を最大限発揮して相乗効果をあげながら、社会的な課題の解決のために取り組むこと」と定めます。

協働は、社会的な課題を解決していく上での手段の一つであり、協働による新たな仕組みや事業の創出、さらなる事業の発展等により、従来は難しかった課題を解決していくことが期待されています。また、協働を通じて、個々の市民活動が相互に活性化していくという側面にも期待しています。

なお、長期計画では、互いに連絡をとり、協力し合って活動を行う「連携」を盛り込み、「連携と協働」という表現を用いて、協働よりもよりゆるやかなつながりも含めた位置づけとなっています。

そのため、本計画においても長期計画の用語を参照し、「連携と協働」という表現を用いています。

III. 本計画の位置づけ

1 計画のミッション

- ・ 市民活動の促進にかかる理念の共有化
- ・ 市民活動のための環境整備、基礎的基盤整備のための市の課題の明確化
- ・ 課題解決のために市として対応すべき取り組みの明確化

本計画では、市民活動を促進するための目標や理念を整理し、それを市民や行政を含めた武蔵野市全体として共有するとともに、今後 10 年間における武蔵野市の施策の方向性と取り組みの具体策を提示することを、そのミッションとしています。

市民活動は、そもそも市民による自発的・自主的な活動です。課題に気付いた一個人あるいは市民活動団体等が、周囲の共感と協力を得ながら、自由で柔軟な発想のもと、展開していく活動でもあります。

そのため、市民活動の持つ自由で柔軟な発想や、自発性・自主性を損なわないことを大切に活動促進のための方策として、第一に市民活動が自らの主体性に基づいて社会の課題解決に取り組むこと、第二にこれらを実践する市民活動団体が、必要に応じて行政や企業、その他の団体とともに「連携と協働」を図ること、に対する支援が重要と考えます。

このような観点から環境の整備や、市民活動団体が活動を充実していくために組織の力をつける上で必要な、人、財政、情報等の基礎的基盤整備に向けた、行政としての課題を明確化³、その課題解決のために武蔵野市として対応すべき取り組みを整理しました。

2 計画の位置づけと計画期間

本計画は、平成 24 年度を初年度とする第五期長期計画を上位計画とする分野別計画で、計画期間である 10 年間の基本的な考え方を示すものとして位置づけています。

計画を取り巻く環境は日々刻々と変化し続けていることから、環境の変化や施策の実施状況等を踏まえて、計画期間の中間に見直しを行うこととします。見直しに当たっては、全市的な体制のもとに相互調整を図りながら進めるとともに、市民を交えた検討を行い、実態を十分に踏まえた実効性のある計画への見直しを進めます。

³ 本計画を策定するに当たっての実態調査の結果等は参考資料 P33～をご覧ください。

IV. 前計画の振り返りと本計画を取り巻く課題

1 前計画の取組み状況

1-1. 「支援策案」の取組み状況の概要

第四期基本構想・長期計画に位置づけられた「市民活動の活性化と協働の推進」の分野別計画として、武蔵野市NPO活動促進基本計画を平成19年3月に策定しました。

この計画は、計画期間を平成19年度～平成23年度とするものであり、市が従来から取り組んできた市民協働や市民パートナーシップの発展を目指しています。また計画では多様化する地域の課題解決や「新しい公共サービス」の提供のあり方に関する市の目標及び方針を網羅的に明示しています。

当該計画の推進状況についてみると、計画で位置づけられた全27の「支援策案」のうち、当該する取組みが全く行われなかったのは支援策「9」「10」「22」「23」であり、その他の支援施策については、計画期間中に何らかの取組みが行われました。

図表 3 計画期間中における支援策の取組み状況の概略

(支援策一覧)	H19	H20	H21	H22
1.HPによるNPOの紹介	○	○	○	○
2.HPによる情報提供、広報の発行	○	○	○	○
3.お父さんお帰りがさしパーティ	○	○	○	○
4.小中学校、大学と連携したボランティア教育	○	○	○	○
5.ボランティアコーディネーター養成講座	○	○	○	○
6.協働講座	○	○	◎	○
7.NPO活動に関する専門知識を学ぶ講座の開催（市民向け）	×	×	○	○
8.NPO活動促進講座	○	×	×	×
9.効果的チラシの作り方講座	×	×	×	×
10.パソコン指導者養成講座	×	×	×	×
11.専門知識等を有する者の登録・派遣事業	×	×	○	○
12.行政との協働事業推進に関するアドバイザー派遣事業	×	×	○	○
13.中間支援組織設立のサポート	○	○	○	○
14.活動拠点の設置による情報交流・提供、相談・コーディネート	○	○	○	○
15.NPO市民活動支援サイト	○	○	○	○
16.特定非営利活動法人支援事業	○	○	○	○
17.男女共同参画推進団体活動補助金	○	○	○	○
18.ボランティア・市民活動団体助成	○	○	○	◎
19.法人市民税の均等割額の減免	○	○	○	○
20.NPO自らが企画した、行政と協働したい事業を公募	○	○	○	○
21.NPO・市民活動団体に対する融資制度の情報提供	○	○	◎	○
22.活動の成長過程（始業期・成長期）に応じた補助金	×	×	×	×
23.行政の拠出金と市民・企業等からの寄付金を原資とするファンド（基金）の設立	×	×	×	×
24.NPO・市民活動サポートセンター（仮称）の整備	○	○	◎	○
25.NPO自らが企画した、行政と協働したい事業を公募（再掲）	○	○	○	○
26.協働推進ネットワークの構築	○	○	◎	○
27.武蔵野市民協働ハンドブック（仮称）の作成	○	◎	○	○

注) H20～H22年度の取組状況は対前年度での比較を基準とした。

凡例) ○：事業実施 ×：事業実施無し ◎：（すでに別事業を実施している場合）新規もしくは拡充

1-2. 基本施策ごとにみた取組み状況と課題

(1) NPO・市民活動への参加の促進（支援策1～7）

NPO・市民活動への参加の促進のために、市民活動情報サイトの開設等による市民活動団体の団体情報やイベント情報の広報を行う等の参加のきっかけづくりを行うとともに、「お父さんお帰りなさいパーティ」をはじめとした特定の年代を対象とした事業のほか、地域自由大学や老壮大学、生涯学習をきっかけとした関係づくり等、活動へつながる取組みの一環として実施しました。また、ボランティアコーディネーター養成講座等の人材育成にも取り組みましたが、地域活動を始めるための知識や具体的な活動内容を学べる講座の開催については、必ずしも十分とはいえず、参加のきっかけづくりと並行して、引き続き、市民活動に必要な知識や技能の習得に向けた機会の提供が必要です。

(2) NPO・市民活動の活性化（支援策8～15）

NPO・市民活動の活性化に向けた取組みのうち、NPO活動活性化講座については、平成17年度～平成20年度まで実施し、資金調達や事業運営、会計、税務、人事労務管理等をテーマとして扱っています。その後、平成21年度からは市民協働サロン活性化・パートナーシップ啓発事業として継続しました。一方で、一部の支援策については未実施の事業もみられます。

また、人材登録・派遣事業については、計画で想定したNPO団体から希望され派遣できるような様々な分野の専門知識を有する市民の募集には至りませんでした。市民協働サロンのコーディネーターが各種相談に対応しました。

中間支援組織の設立支援については、市民協働サロンの管理運営について中間支援を目的とする団体に委託する形で事業を推進しました。管理運営を受託した団体はNPO法人化したものの、市の委託事業の他に独自事業を展開するまでには至りませんでした。なお、市民協働サロンの市民活動支援拠点としての機能については、現在武蔵野プレイスがその役割を中心的に担っています。

今後の中間支援の重要性を鑑みると、引き続き中間支援を担う組織の活性化と活用を図っていくことが重要です。

(3) 活動助成制度の充実（支援策16～23）

補助金制度については、複数の補助金の統合や見直しについては実施できていないものの、予算額と上限額を拡充し、継続実施しています。

一方、活動の成長過程に応じた補助金の設定や、基金の設立については市内での検討にとどまっています。市民活動団体への活動助成が重要であることに加え、昨今の経済情勢や規模の問題等から基金運営による制度運用が困難であること等が想定され、課題の整理が必要です。

(4) 活動拠点の整備（支援策 24）

平成 19 年 9 月に NPO・市民活動団体が出会い、相互の連携をとり、市との協働を円滑に推進するための場として「市民協働サロン」が設置されました。また、むさしの-FM で「ようこそ市民協働サロン」（毎月最終木曜日 午後 3 時 30 分～3 時 50 分）の放送や、サロンカフェ（市民活動・NPO 活動の交流の場として、毎月、原則第 4 土曜日の午後開催）等を通じて市民協働サロン利用登録団体の活動紹介や交流の場を提供しました。

その後、平成 23 年 7 月、武蔵野プレイスの開館に伴い市民協働サロンの市民活動支援機能は閉鎖しました。

一方で、武蔵野プレイスは、主に①図書館、②生涯学習支援、③青少年活動支援、④市民活動支援、の 4 つの機能を有しており、市民活動支援の拠点機能としての役割が期待されていることから、一層の活用が求められます。

なおこの結果、市民協働サロンは市民活動団体等と行政との協働についての支援を行う場所となり、市民活動全般と、市民活動団体相互や企業等との連携については武蔵野プレイスで支援を行うこととなりました。今後、適切な役割分担と連携を進めるとともに、市民からみた役割分担や窓口機能のわかりやすさへの配慮が求められています。

(5) 協働の推進（支援策 25～27）

武蔵野市では、平成 17 年度より、市民活動団体と市との協働事業の実施状況に関する調査を継続して実施しており、それによると、協働事業数及び実施した課の数は増加しています。ただし、その形態は様々であり、今後その量的側面だけではなく質的側面の実態把握と向上が必要となっています。

図表 4 協働事業の実施状況

年度	事業数	実施した課の数
平成 17 年度	62 事業	15 課
平成 18 年度	74 事業	17 課
平成 19 年度	(調査せず)	
平成 20 年度	87 事業	18 課
平成 21 年度	100 事業	19 課
平成 22 年度	105 事業	24 課

資料) 武蔵野市民間非営利団体 (NPO) ・市民活動団体との協働事業の調査結果事業数一覧表より作成

民間発意による協働事業を推進していく上で、重要な「受け皿」機能である協働事業提案制度については、平成 18 年度から環境まちづくり協働事業制度を実施してきましたが、団体からの応募が減少してきたこともあり、引き続き検討が必要です。

また、協働推進ネットワークの構築についても、コミュニティ協議会や既存の組織等との目に見える形でのネットワーク形成には至っておらず、今後ともこうした機会の創出と、それを交流の促進、協働に結びつけていくための仕掛け等を検討する必要があります。

2 市民活動団体や職員に対する調査から明らかになった課題

市との協働実績のある市民活動団体へのアンケート・グループインタビュー調査や、職員に対するアンケート・グループインタビュー調査から、市民活動促進にあたって、以下のような課題があることが明らかとなりました（調査の詳細は参考資料 P33～参照）。

2-1. 市民活動団体やその支援に対する課題

■事業規模別の支援施策の設計の必要性

市民活動団体へのアンケート調査結果からは、市民活動団体数は増加傾向にあり、市内の活動についても一定の蓄積がみられますが、事業規模で見ると、100万円未満の団体と、500万～3,000万円程度の団体の、2つの極があることが明らかとなりました。

活動開始時の課題として、事業規模が小さい団体では活動の担い手となる人材確保が挙げられているのに対し、事業規模が大きな団体では活動拠点となる場所の確保が課題となっています。活動継続時の課題として、事業規模が小さい団体では活動場所の確保が、事業規模が大きな団体では事業エリアの拡大が挙げられています。

こうしたことから、一定の事業規模を有し、スタッフを抱えて事業運営を行っている団体と、ボランティアな意志をベースとした支え合い活動や地域づくりの活動を行う団体とでは、必要とする支援策が異なっており、こうした状況に対応した多様な支援メニューの提供が必要です。

■人材育成や組織能力の向上

市民活動団体自体が活動の担い手となる人材の高齢化を課題としています。また、職員からも、協働を推進する上で、団体の事業継続性に対する不安や団体側の事務処理能力、事業遂行能力への不安が大きいとされています。

こうしたことから、人材確保のための方策の検討や、他団体との連携が必要不可欠です。また、団体の組織運営能力や企画力、専門知識やノウハウの蓄積が、協働を進める上でも重要であり、そのためにも、人材の能力開発や世代交代につながる人材育成が、今後必要です。

■市民活動団体間の連携促進に向けた支援施策設計の必要性

他団体と連携している団体は5割を超えています。今後の協力意向については、協力意向が強い傾向は、事業規模が大きい団体に比較的多くみられ、協力意向が強くない傾向は事業規模の小さい団体にみられる等、団体規模による差が顕著です。

他団体と連携・協力したい内容として、ボランティア間での交流、情報交換に対するニーズが高く、市民活動団体の活性化や育成の観点からも、こうした機会の提供が必要です。

■自発的で裾野の広い活動の普及

これまで、武蔵野市では協働を前提として、協働相手となる組織を立ち上げるという形での支援がみられました。しかしながら、市民活動団体に対するグループインタビュー調査では、こうした協働を前提とした組織の立ち上げは、その後の組織運営が困難となる場合があり、市民の意欲を高めるとともに、「やりたい」気持ちをもった市民が育ってくるのが重要です。このため、市民が気軽に活動を始めたり、参加できる環境をつくるのが、市民活動の活性化のために必要です。

■市民活動団体の健全な成長を支えるための環境整備

市民活動団体に対するグループインタビュー調査からは、団体の成長に見合った支援制度を構築し、主体的な活動を支援することが重要であることが明らかとなりました。その際、市民活動団体参加者が気軽に相談できる中間支援が重要であり、中間支援を担う組織の一層の活性化と活用が必要です。

2-2. 市の体制に対する課題

■協働に関する一定のルールの整備

職員アンケート等では協働を進める上で、市との役割分担や責任所在が不明確となるのが、大きな不安点として挙げられている等、実際の進め方への不安も大きいことが明らかになりました。

また、職員の協働に対する意識や進め方にばらつきがみられ、協働を全庁的な取り組みとして進めて行くためには、市民団体との良好な関係構築が、社会的な課題の効果的な解消に向けた一つの手段になりうるという考え方に基づき、市と団体との役割分担のあり方、団体を選定する際の観点、協働を進める上での留意点等、一定のルールや考え方を提示することで、各課における協働推進を支援することが必要です。

■職員意識の啓発・意識統一

市民による自発的な活動が社会に果たす役割については、一定程度理解が浸透しているものの、協働に対する考え方は職員によりばらつきがあります。

今後、協働に関するあり方や考え方を整理した上で、市民活動のステージへの理解や、相互対等な関係に基づく協働を進める上での意識啓発や意識の共有が必要です。

■市民活動団体とのコミュニケーションの担保

市民活動団体の調査から、行政（武蔵野市）との協力・連携に関する回答結果をみると、情報交換の実績が少ない一方で、今後において情報交換を求める割合が極めて高く、現実と期待のギャップの大きさが鮮明に表れています。職員の調査でも、業務が多忙で団体とのコミュニケーションを図れないという意見が出されています。このため、市民活動団体

と職員が必要に応じて情報交換（コミュニケーション）できるような体制づくりが必要です。

2-3. 市民活動団体と行政の協働に関する課題

■協働に対する意識の共有

市民活動団体に対するグループインタビューからも、職員に対するグループインタビューからも、市民活動団体と行政が適切な協働体制を構築し、相互依存の関係に陥らないようにするためにも、市民側、行政側が協働というもののあり方について理解し、十分に意識して対応することが重要であることが明らかとなりました。

3 計画実施のための基本課題

前計画の実施状況や様々な調査により、本計画が直面する課題を把握してきました。さらに、これらの課題の根底に流れている基本課題として、以下の3点を整理しました。この基本課題は、本計画の速やかな実施と着実な実現のために、行政だけではなく、市民をはじめ市民活動に関わるすべての関係者の間で共有すべき内容と考えています。

3-1. 市民活動団体等と行政の間にみられる「信頼性のギャップ」

■コミュニケーションの不足と不全の解消

市民活動団体等と行政との間のコミュニケーションの場と機会の不足により、相互の信頼関係を構築することができず、「信頼性のギャップ」が発生する事態も生じています。今後、「信頼性のギャップ」の解消と信頼関係の構築のために、コミュニケーションの不足と不全の解消に向けた、市民活動団体等と行政双方による課題認識と不断の取組みが必要とされます。

3-2. 協働を進める上でみられる市民活動団体等と行政の「傾斜的關係」

■「協働」の仕組みの絶えざる見直し

調査の中で、「協働ありきでない」という発言が様々な場面でみられました。協働という枠組みが構築されても、多くの場合は、市民活動のきっかけ、方向性や方法、資金、資源が行政から市民に「提供され」、市民活動団体等と行政とが同じ立場で向き合うことが困難になります。こうした「傾斜的關係」は、協働をめぐる意識を変えるとともに、協働の仕組みを精緻に見直すことでしか改善することはできません。市民活動団体等と行政双方で、協働をめぐる意識のすり合わせを行うとともに、協働の仕組みについて意識し、絶え間なく是正していくことが必要とされます。

3-3. 計画の実施段階への参加の不足

■参加機会の提供と実施へのフィードバック

計画を実施していく際にも、市民活動団体等とのコミュニケーションや協働は必要不可欠であり、その過程で「信頼性のギャップ」や「傾斜的關係」が生じないように工夫する必要があります。このためには、計画見直しへの市民参加や、市民活動団体等と行政が同じ目線で議論するための場の設定、市民参加の結果を計画へ正當にフィードバックする仕組みが必要不可欠です。現状では、計画の実施過程における参加の仕組みが不足していますが、本計画においては、こうした仕組みの構築について盛り込むことが必要とされます。

V. 実施計画

ここでは、課題解決と目標の実現のために、本計画で武蔵野市が実施する取組みについて、その方向性と具体的な取組み例を示しています。

次ページ以降の施策ごとの具体的な取組み例は、今後 10 年間で取り組む内容をこれだけに限定するのではなく、必要に応じて、市民活動団体等とも連携しながら検討していきます。

図表 5 施策体系

基本施策	施策	施策の概要
市民活動の裾野の拡大	市民活動のきっかけづくり	ボランティア意識向上に向けた場の提供や、活動のきっかけの場の提供、市民と市民活動の間をつなぐコーディネーターの育成等に取り組みます。
	多様な活動につながる情報の提供	市民活動団体の情報を多様な媒体と機会を通じて提供するとともに、地域の社会的な課題に関する情報など、活動のテーマにつながるような情報についても提供していきます。
市民活動の促進と自律・自立に向けた支援の充実	情報提供の充実	他団体の活動情報や団体運営に必要な情報、さらには助成金や融資制度など財政支援につながるような情報を、市民活動の多様性とステージにあわせ、自律・自立につながる情報を提供していきます。
	相談体制の拡充	市民活動団体の団体運営や事業内容等に関する相談に対応する窓口の設置など、相談体制を拡充します。
	財政的な支援	補助金制度の見直し、その他の税制優遇制度の実施や新しい制度の検討などに取り組みます。
	市民活動に関する学びの機会の提供	講座等の開催により、市民活動の多様性とステージにあわせ、必要な意欲・能力の向上の場を提供します。
	団体交流の促進	武蔵野プレイスを活用するなどにより、市民活動団体の交流機会の場の提供や、市民活動団体の情報の提供を進めます。
	中間支援組織等の支援力の強化	中間支援組織の支援力の強化などを進めるとともに、地域の様々な活動の担い手をつなぐコーディネーターを育成します。
市民活動の場の活用促進	武蔵野プレイスの有効活用	テーマやニーズごとに市民活動団体同士をマッチングできるコーディネーター機能の強化や相談体制の確立、市民活動に関する情報の発信や講座の開催など、武蔵野プレイスを活用した様々な支援を実施します。
	多様な活動の場の提供	コミュニティセンターをはじめとした様々な公共施設や公共施設以外の利用可能な施設等についても、幅広く情報を提供します。
課題解決のための「連携と協働」の推進	協働に向けたネットワークの構築	協働事業提案制度の検証や見直しを行なうとともに、協働に関する相談・情報提供の実施や、それぞれの担い手をつなぐコーディネーターの育成・導入を図ります。
	協働に向けた庁内体制の構築	協働のルールづくりや研修により、職員の協働に対する理解の促進と知識の習得を図ります。また、市民活動団体等や庁内各部署に対して、市民協働推進課がコーディネート機能を果たしながら、相互の調整や情報提供などを進めます。

1 基本施策1：市民活動の裾野の拡大

市民活動の裾野の拡大を図るため、まず、市民活動に対する意識や関心を高めるとともに、その意識を具体的な参加へとつなげることのできるような、市民活動への参加のきっかけとなる多様な機会と場の提供を図ります。また、これから活動を始める市民や、既に活動を始めている市民活動団体の活動の幅を広げるような、情報の提供を図ります。

1-1. 市民活動のきっかけづくり

市民活動に対する関心を高めるため、様々な機会と連携したボランティア意識向上に向けた場の提供を行います。また、あわせて、活動を行いたいと思う市民を増やし、第一歩を踏み出すことができるようなきっかけの提供を図るとともに、そうした市民と市民活動との間をつなぐコーディネーターの育成にも取り組んでいきます。加えて、参加の多様性を深めるため、「寄付」についても新たな意識の醸成に取り組んでいきます。

【取組み例】

概要	計画期間	
	前期	後期
①教育機関等と連携した市民のボランティア意識の醸成	実施	実施
市民活動に対する関心を高めることを目的として、教育機関等と連携し、ボランティア意識を育むためのボランティア体験の場やボランティア講座を企画・提供		
②市民活動に対する理解促進のための講座等の企画・実施	実施	実施
市民活動に対する市民の理解と関心を深めるため、市民活動の分野や内容について紹介する講座の企画・実施		
③対象者別の活動のきっかけづくりとなる場の提供	検討/ 実施	実施
市民活動への参加につながるきっかけをより多く提供するため、世代別・テーマ別に対象層を特定し、対象層ごとに市民活動紹介、ボランティア団体とのマッチングの場の提供等の検討・実施		
④市民活動に対する寄付文化の醸成	実施	実施
市民活動への参加の形態の一つとして、市民に対し、寄付の方法や資金の用途についての情報提供や、寄付が参加のひとつの形態であること等についての意識啓発 市民団体に対しては、寄付者への成果の還元方法についての情報提供等を行い、寄付がしやすくなる環境を構築		
⑤ボランティアコーディネーターの育成	実施	実施
ボランティアを必要とする市民活動側のニーズとボランティアを希望する市民側のニーズをマッチングし、市民活動への参加のきっかけを提供するため、双方をコーディネートする人材を育成		

1-2. 多様な活動につながる情報の提供

市民活動に関心のある市民や既存の市民活動団体が、その活動の幅を広げ、多様な活動展開へとつながるよう、それぞれの市民活動団体の情報を多様な媒体と機会を通じて提供するとともに、社会的な課題に関する情報等、活動のテーマにつながるような情報についても提供していきます。

【取組み例】

概要	計画期間	
	前期	後期
①市民活動団体の情報発信体制の拡充 市民活動団体の活動内容をより多くの市民に知ってもらうため、市民の参加につながるように、情報発信体制を拡充	実施	実施
②市民活動広報誌のウェブ化と配置場所の拡充 市民活動の最新の活動状況やコラム等の情報を発信する市民活動広報誌をウェブ上でも発行するとともに、意識喚起のため、武蔵野プレイス、コミュニティセンター等の公共施設のほか、駅、医療機関、教育機関、店舗や企業等公共施設以外の配布場所の検討・拡充	実施	実施
③市民活動団体のPRに資するイベント等の企画・実施 市民活動団体の活動内容をより多くの人に知ってもらうため、イベント実施等にあわせて、テーマ別に活動紹介を行う等、効果的なPR企画を検討・実施	実施	実施
④活動につながる多様な情報の発信 活動のきっかけづくりとするため、地域の課題等に関する情報を市民に提供	実施	実施

2 基本施策2：市民活動の促進と自律・自立に向けた支援の充実

既存の市民活動や新しく生まれた市民活動をより活性化し、自律・自立した成長・発展を支えるために、市民活動の多様性とステージにあわせて、各種情報提供の充実を図るとともに、市民活動団体の抱える課題解決につながるような相談体制の充実や活動スキル向上のための機会の提供、財政的な支援等を実施します。加えて、団体相互の交流による活動の活性化を図る目的から、団体間交流の促進を図ります。

さらに、こうした支援を共に実施していく中間支援を担う組織について、その育成とさらなる連携を図ります。

2-1. 情報提供の充実

市民活動を進める上で、他団体の活動情報や団体運営に必要な情報、さらには助成金や融資制度等の財政支援につながるような情報をはじめとし、市民活動の多様性とステージにあわせて自律・自立につながる情報を提供していきます。

【取組み例】

概要	計画期間	
	前期	後期
①団体運営に必要な情報提供の充実 団体運営のノウハウやスキル向上に向けて、市民活動の多様性とステージに応じて、情報提供を実施	実施	実施
②民間の助成金や融資制度に関する情報提供の充実 市民活動団体の成長や発展の機会を充実させるため、民間の助成金や融資制度について、情報を積極的に収集し、市内の市民活動団体に対して発信	実施	実施
③市民活動団体の情報発信体制の拡充 (再掲)	実施	実施
④市民活動に関する情報交流サイトの運営・充実 市民団体が相互に情報共有するとともに、連携のきっかけとするため、武蔵野プレイスが運営する市民活動情報ステーションや、ボランティアセンター武蔵野が運営するウェブサイト等を活用し、市内で活動する市民活動団体が発信・共有しやすく、相互の交流を実施可能な情報交流機能の充実	実施	実施

2-2. 相談体制の拡充

市民活動を進める上で発生する様々な課題解決を支援するため、運営や事業内容等に関する相談に対応する窓口の設置等、相談体制を拡充します。

【取組み例】

概要	計画期間	
	前期	後期
①法人設立相談体制の充実 法的根拠を持ち継続的な活動を行うことを目指す市民活動団体等を対象に、法人格の取得や手続き、法人種別ごとの特徴や法人格選択に際しての留意点等について、基礎的な情報提供や助言の実施	実施	実施
②武蔵野プレイスを活用した市民活動の相談体制の充実 市民活動において発生する様々な課題の解決を支援するため、武蔵野プレイスを活用し、市民活動の開始や運営、事業の実施に際しての相談体制を充実 相談体制を充実させる上で必要な武蔵野プレイスにおけるコーディネートや様々な活動の担い手や市民とのマッチングが可能な人材を育成	実施	実施

2-3. 財政的な支援

市民活動団体の財政的な自律・自立を支えるため、補助金制度の見直しを進めます。
また、その他の税制優遇制度の実施や新しい制度の検討等に取り組みます。

【取組み例】

概要	計画期間	
	前期	後期
①補助金制度の見直しと改善 より効果的な財政支援を行う観点から、現在武蔵野市が実施している「NPO活動補助金交付事業」について、現在までの交付及び活用実績や成果を振り返るとともに、より良い補助金制度のあり方について、検討し改善を実施	検討/ 一部試行	実施
②法人運営にかかる税制の優遇 現行の措置を継続し、NPO法人を対象として、法人市民税の均等割り額の減免措置の実施	実施	実施
③認定NPO法人に対する優遇制度の検討と導入 平成23年度7月に決定した認定NPO法人の制度改正に基づき、条例個別指定基準について、導入に向けた検討を行い実施	検討/ 一部 試行	実施

2-4. 市民活動に関する学びの機会の提供

市民活動団体の活動意欲や実践力の向上、組織の安定化を図るため、運営上のスキルだけでなく、協働や行政に対する理解をはじめ、団体間、地域住民、他団体等、様々なレベルでの合意形成のためのコミュニケーション技術等、活動の質的向上のための多様な技術等について、講座等を通じて学習する機会を提供します。

【取組み例】

概要	計画期間	
	前期	後期
①組織運営・事業実践に係る力量の向上に向けた学びの機会の提供 各団体の組織運営と事業実践の能力の向上を支援する観点から、会計・税務等の運営スキルに加え、協働や行政に関する知識、他市の市民活動事例等、市民活動団体を運営する人を対象とする様々な学びの機会の構築・提供	実施	実施
②団体の成長につながるコミュニケーション技術を学ぶ機会の提供 団体・組織内の参加者間、地域住民間、異分野の団体等、様々なレベルでの合意形成における基本的な考え方や、市民活動の質的向上に必要なコミュニケーション技術を学ぶ機会の提供	実施	実施
③情報発信力やアカウントビリティ強化に向けた支援 市民活動団体が自ら活動や組織に関する情報を積極的に発信し、市民からの理解や共感、協力を得ることを目標として、情報を的確かつ効果的に発信するためのスキルや方法を学ぶ機会を提供	実施	実施

2-5. 団体交流の促進

市民活動団体相互の交流による活動の活性化を促すため、武蔵野プレイスを活用する等により市民活動団体の交流機会の場の提供や、市民活動団体の情報の提供を進めます。

【取組み例】

概要	計画期間	
	前期	後期
①市民活動団体等士との交流の機会の提供 社会的な課題解決に向け、多様な市民活動団体が相互に連携・協力するための第一歩として、市民活動団体の相互交流や相互理解を進めるための事業や市民活動団体間のマッチング事業等、市民活動団体が相互に知り合い、つながりあう機会の創出 市民活動の相互交流や活動促進の拠点として武蔵野プレイスを位置づけ、市民活動団体相互の情報共有や理解促進を支援	実施	実施
②市民活動に関する情報交流サイトの運営・充実 (再掲)	実施	実施

2-6. 中間支援組織等の支援力の強化

市民活動の促進と市民活動団体の自律・自立に向けて、重要な役割が期待される中間支援を担う組織について、その支援力の強化を進めるとともに、地域の様々な活動の担い手をつなぐコーディネーターを育成します。

【取組み例】

概要	計画期間	
	前期	後期
①中間支援組織の支援力強化に向けた取組み	検討/ 一部試行	実施
市民活動団体に向けた情報発信、学習機会の提供、企業や行政とのネットワーキングやパートナーシップの支援等に欠かせない存在として中間支援組織を位置づけ、市民活動団体の自律・自立的な成長を支援するために必要な知見やノウハウの提供、活動を支えるための環境づくり、人材育成支援等を実施		
②協働コーディネーターの育成	実施	実施
市民活動団体相互や行政、企業等の多様な組織、人材が協働して社会的な課題を解決することが可能な環境づくりを進めるため、双方の仲介を行うよう協働コーディネーターを育成		

3 基本施策3：市民活動の場の活用促進

多様で自由な市民活動のサポートの観点から、活動の場を確保するため、武蔵野プレイスの有効活用を図るとともに、市民活動の拠点として、また活動同士が出会う場として期待されているコミュニティセンターをはじめとした様々な施設を、市民活動の場として活用します。

3-1. 武蔵野プレイスの有効活用

市民や市民活動団体が気軽にアクセスできる場である武蔵野プレイスの有効活用を図るため、テーマやニーズごとに市民活動団体同士をマッチングできるコーディネート機能の強化や相談体制の確立、市民活動に関する情報の発信や講座の開催等、武蔵野プレイスを活用した様々な支援を実施します。

【取組み例】

概要	計画期間	
	前期	後期
①武蔵野プレイスにおけるコーディネート機能の強化 多様な団体情報が蓄積する武蔵野プレイスを有効活用し、市民活動団体等の相互理解を促進するため、テーマやニーズごとに市民活動団体等の協働をコーディネートできる人材の育成・配置	実施	実施
②武蔵野プレイスを活用した市民活動の相談体制の充実 (再掲)	実施	実施
③多様な市民活動にアクセス可能な情報収集・発信 ボランティアセンター武蔵野が保有する情報や武蔵野プレイスが保有する多様な団体情報をまとめ、多様な市民活動にアクセスするための情報収集・発信	実施	実施
④市民活動に対する理解促進のための講座等の企画・実施 (再掲)	実施	実施
⑤市民活動団体等同士の交流の機会の提供 (再掲)	実施	実施

3-2. 多様な活動の場の提供

市民活動団体の活動の場を提供するため、コミュニティセンターをはじめとした様々な公共施設を、市民活動の場として提供できるよう、利用の可否等に関する情報を提供するとともに、公共施設以外の利用可能な施設についても、幅広く情報を提供します。

【取組み例】

概要	計画期間	
	前期	後期
①市民活動団体が利用可能な公共施設等についての情報発信	実施	実施
より多様で自由な団体活動の実現に向けて、市民活動団体が利用可能な公共施設等についての情報提供を実施 特にコミュニティセンターについては、市民活動の拠点として、また活動同士が出会う場として期待されており、その活用を検討・実施		
②多様な施設等の有効活用のための情報提供	実施	実施
多様な施設を有効活用し団体活動をサポートするため、公共施設以外の利用可能な施設等についての情報を提供		

4 基本施策4：課題解決のための「連携と協働」の推進

市民活動団体をはじめとした多様な取組みの担い手による連携と協働を推進するために、各種団体との間におけるネットワークの構築やコーディネート機能の強化を図ります。同時に市の協働推進のための体制を整備します。

4-1. 連携と協働に向けたネットワークの構築

市民活動団体や企業・行政等、様々な活動の担い手による連携と協働を実現するため、協働事業提案制度の検証や見直しを行います。また、協働に関する相談・情報提供の実施や、それぞれの担い手をつなぐコーディネーターの育成・導入、実際の協働につながるような多様な主体の合意形成のための場づくりに向けた支援を実施します。

【取組み例】

概要	計画期間	
	前期	後期
①協働事業提案制度の検証及び見直し 様々な団体からの発意による協働事業を推進する受け皿を構築するために、これまで実施していた協働事業提案制度について、そのニーズや目的等を整理した上で、団体の育成と新たな協働につながるような、分野横断的な制度の検討と運用	検討/一部試行	実施
②企業・大学等と市民活動団体との協働に関する相談・情報提供の実施 これまで実施してきた市民活動団体と行政の協働のみならず、企業等と市民活動団体との協働についても促進するため、相互のニーズのマッチング等の相談体制の確立や情報交換の機会の提供	実施	実施
③協働コーディネーターの育成・導入 (再掲)	実施	実施

4-2. 連携と協働に向けた庁内体制の構築

協働を実現するための庁内体制を構築するため、協働のルールを明確化するとともに、様々な職員研修プログラムを実施することで、職員の協働に対する理解の促進と知識の習得を図ります。また、市民活動団体等や庁内各部局に対して、市民協働推進課がコーディネート機能を果たしながら、相互の調整や情報提供等を進めます。加えて、市民活動団体とのコミュニケーションを充実させるための庁内体制のあり方について検討し、構築していきます。

【取組み例】

概要	計画期間	
	前期	後期
①協働のルールづくり	検討 /実施	実施
職員が協働に対する理解を深め、具体的な協働の意味や方法について理解した上で取り組むことができるよう、市民との連携により、協働に関する意識や具体的な進め方に関するルールを明確化		
②協働の意識と手法の定着に向けた職員研修の検討・実施	検討 /実施	実施
協働に関するルールについての職員の意識と手法の定着を図るため、新しい職員研修プログラムについて検討・実施		
③協働に関する情報提供の充実	検討 /実施	実施
市民活動団体等への協働に関する情報発信を行うため、庁内各部局の協働に関するニーズ等の情報のとりまとめと発信		
④協働事業専門窓口の整備・確立	検討 /実施	実施
庁内における協働を推進するため、市民活動団体等とのコーディネートや、協働事業の推進に係る各種相談への対応等、市民活動団体や庁内各部局に対する協働事業に関する総合的な支援を行う組織体制の構築		
⑤市民活動団体とのコミュニケーションの充実	検討 /実施	実施
市民活動団体とのコミュニケーションを充実させるため、意見交換やフィードバックの場の構築等、庁内体制の検討・実施		

VI. 本計画の実現に向けて

1 計画の進捗管理

1-1. 進捗管理の目的

計画は、作成するだけでは意味はなく、それが適切に実施され、目標が達成されることで初めて意味を持つものです。しかしながら、社会情勢は刻々と変化し、必要に応じて計画そのものを見直していくことも求められます。

進捗管理はこうした状況に対して、計画が適切に実施され、その成果が上がっているかを確認し、必要な修正を行うために実施するものです。

1-2. 進捗管理の仕組み

進捗管理は、「①計画目標の達成状況の把握」と「②事業の実施状況の把握」の2種類から構成されます。

「①計画目標の達成状況の把握」は、本計画の目標に対して定めた複数の成果指標(アウトカム指標)に対して、計画期間の5年経過時にその達成状況を把握し、計画目標が達成できているかどうかを把握するものです。

【参考：成果指標の例】

- ・ 市民活動団体の登録団体数
- ・ 市民活動団体等からの相談件数
- ・ 武蔵野プレイスを市民交流の場として活用した市民の数
- ・ 協働事業の実施件数
- ・ 寄付控除額

／等

「②事業の実施状況の把握」は、本計画で定めた個別の事業が、計画通り適切に進捗しているかを把握するもので、事業ごとに定めた予算の執行状況や業務量指標(アウトプット指標)をもとに実施していきます。

いずれも、市民等外部の意見を活用しながら、行政が評価・管理を行っていきます。

1-3. 進捗管理結果の活用

「②事業の実施状況の把握」については、当初想定していた事業量を実施できていない場合、その要因が事業の進捗内容によるものであるかどうかを検討の上、事業の実施内容(実施主体や実施方法)に改善の必要性がある場合には、都度改善を行います。

「①計画目標の達成状況の把握」は、計画期間の5年経過時に達成状況を把握し、その結果、十分に達成されていない場合、計画されている事業内容の見直し(事業の入れ替え)が必要であるか、今実施している事業の中で特に改善を行うものがあるかどうかといった視点から検討を行い、計画の見直しに活用します。

1-4. 進捗管理の仕組みの構築

具体的な指標の設定や評価の方法等、具体的な進捗管理の仕組みについては、本計画の策定後、引き続き検討を進めます。

2 計画の推進体制

市民活動の主役はあくまでも市民の皆さんをはじめとする様々な団体等（多様な担い手）であり、本計画の目標は、多様な担い手と行政それぞれがその役割を果たしていくことで達成されます。そこで、市民活動団体等と行政との間で十分なコミュニケーションをとり、相互の協力関係によって常に見直し修正しながら計画を推進するという、多様な担い手の間での「連携と協働」により本計画を進めていきます。

同時に、本計画では、市民活動を促進していくために行政が取り組むべき内容を整理しています。こうした取組みは、全市的に取り組むべき内容であり、「実施計画」でも整理したとおり、市民協働推進課がコーディネート機能を最大限に発揮しながら、相互連携により計画を推進していく体制を構築していきます。